

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 52 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2（第 2 条関係） 環境生活事務関係手数料				別表第 2（第 2 条関係） 環境生活事務関係手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]				[略]			
2 [略]	[略]			2 [略]	[略]		
				<u>2 の 2 土壌汚染対策法（平成 14年法律第53号）第22条第1 項の規定に基づく汚染土壌処 理業の許可の申請に対する審 査</u>	<u>汚 染 土 壌 処 理 業 許 可 申 請 手 数 料</u>	<u>234,000円</u>	
3 [略]	[略]			3 [略]	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の前日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定に基づいて行われた汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査については、この条例による改正後の岩手県手数料条例別表第 2 の 2 の 2 の項の規定の例により手数料を徴収する。